第十六条の二の次に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第十六条の三　法第十二条第三項の経済産業省令で定める記録は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに記録されたものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（以下「法」という。）の施行の日から施行する。

（平成二十四年度中の延長対象交付金等以外の交付金に係る届出）

第二条　競輪施行者は、法附則第四条第一項第一号の規定による届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を平成二十五年三月三十一日までに、所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　交付金確定日が平成二十四年度中である延長対象交付金の全てを交付すること

二　平成二十五年度以降である延長対象交付金の全てをそれぞれ自転車競技法第十六条第二項に規定する期間内に交付すること

2　法附則第四条第一項第一号の経済産業省令で定める期間は、届出をした日から起算して三十日とする。

（平成二十五年度以降の延長対象交付金等以外の交付金に係る届出）

第三条　競輪施行者は、法附則第四条第一項第二号の規定による届出をするときは、その交付金確定日の属する年度が翌年度以降である延長対象交付金の全て（以下この条において「全延長対象交付金」という。）をそれぞれ自転車競技法第十六条第二項に規定する期間内に交付することを記載した届出書を当該全延長対象交付金の最初の交付金確定日の属する年度の前年度までに、所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（平成二十四年度中の延長対象交付金等以外の交付金に係る届出）

第四条　小型自動車競走施行者は、法附則第八条第一項第一号の規定による届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を平成二十五年三月三十一日までに、所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　交付金確定日が平成二十四年度中である延長対象交付金の全てを交付すること

二　平成二十五年度以降である延長対象交付金の全てをそれぞれ小型自動車競走法第二十条第二項に規定する期間内に交付すること

2　法附則第八条第一項第一号の経済産業省令で定める期間は、届出をした日から起算して三十日とする。

（平成二十五年度以降の延長対象交付金等以外の交付金に係る届出）

第五条　小型自動車競走施行者は、法附則第八条第一項第二号の規定による届出をするときは、その交付金確定日の属する年度が翌年度以降である延長対象交付金の全て（以下この条において「全延長対象交付金」という。）をそれぞれ小型自動車競走法第二十条第二項に規定する期間内に交付することを記載した届出書を当該全延長対象交付金の最初の交付金確定日の属する年度の前年度までに、所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

○経済産業省令第三十二号

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）を実施するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　経済産業大臣　枝野　幸男

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「は内訳として」を「は、内訳として」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　一般勘定は、内訳として、機構法第十八条第一項第一号に掲げる業務（機構が通則法第四十六条の規定による交付金であって平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて行う特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条に規定する復興施策に関する業務に限る。）に関する取引を経理する復興特別経理及びその他の取引を経理する一般経理の各経理単位に区分しなければならない。

附　則

この省令は、特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十五号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第三十九号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第七項、第八項及び第九項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三章、第四章及び第三十五条の規定に基づき、並びに沖縄振興特別措置法を実施するため、この省令を制定する。

平成二十四年三月三十一日　国土交通大臣　前田　武志

沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令

（非居住者の代理人）

第一条　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、沖縄特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、沖縄特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

第二条　沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第十四条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　資格を取得した外国語の種類

三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（沖縄特例通訳案内士登録簿の様式）

第三条　法第十四条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の沖縄特例通訳案内士登録簿は、別記第一号様式による。

（登録の申請）

第四条　法第十四条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第二号様式による沖縄特例通訳案内士登録申請書を、沖縄県知事に提出しなければならない。